資料１－１

（別紙様式１）　　【参考（審査用）】

審議案件に関する概要

平成３０年４月２４日第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第５条第１項（新設）
届 出 日	平成２９年１０月１０日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

１．届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住　　所
株式会社ツルハ 代表取締役　鶴羽　順	札幌市東区北２４条東２０丁目１番２１号

２．届出事項

(1)店舗名及び所在地		（仮称）Tsuruha　Bldg. 旭川駅前 旭川市宮下通９丁目
(2)小売業者名、代表者名及び住所		株式会社ツルハ 代表取締役　鶴羽　順 札幌市東区北２４条東２０丁目１番２１号
		未定
		未定
(3)新 設 日		平成３０年６月１１日
(4)店舗面積の合計		２，２７２　㎡
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	８９　台
	駐輪場の収容台数	３２　台
	荷さばき施設の面積	６３　㎡
	廃棄物保管施設の容量	１６　㎥
(6)施設の運営方法	開店時間・閉店時間	開店　午前７時 閉店　午前０時
	駐車場の利用時間帯	午前６時３０分から午前０時３０分まで
	駐車場の出入口数	出入口１箇所
	荷さばき時間帯	午前６時から午後１０時

３．審査事項

(1) 駐車場整備への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数８９台 ＝ 設置台数８９台
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に１７台確保
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	３２台 ・自動二輪車の来客は極端に少ないことが予想されるが、来客駐車場に駐車した場合でも対応可能。
	来客車両等の入出庫方法	・入口ゲート有り。入庫処理時間８秒以下／台。入庫処理能力４５０台／時以上。
	搬入車両等の誘導	・処理能力３台／時に対し、１台／時の搬入。 ・各配送業者が集中しないよう時間の配分に配慮する。 ・一括配送などの実施により搬入回数の削減に配慮する。
	歩行者の安全対策	・駐車場の出入口は見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保する。 ・出口には一旦停止ラインの注意喚起表示をする。 ・路面表示及び看板、歩行者に対しての注意を促す注意喚起看板を設置して、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。
	交通整理員の配置	１人（９：００～１８：００）。 ・開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置。 ・配置場所については、時間帯、混雑状況に応じて臨機に対応する。
	除排雪による堆積方法	・除排雪業者と契約し、降雪１０cm以上で出動し店舗開店前までに終了させる。 ・立体駐車場R階は、ロードヒーティング設備完備。 ・路上に堆積された雪で、出入口付近の見通しが悪化し交通安全上の問題が発生した場合は、適切に雪の搬出をする。
	その他	・店舗への主な来店経路については、開店時や販促時にチラシを利用し周知させ、交通渋滞の緩和に配慮する。

(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音の予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評　価
			1	６０dB	５７dB	○
	夜間の等価騒音の予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評　価
			1	５０dB	４９dB	○
	夜間の音源毎最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評　価
		a１	空調機①	５０dB	５５dB	△
		a２	空調機②	５０dB	４９dB	○
		a３	冷凍機	５０dB	４０dB	○
		a４	排気①	５０dB	５４dB	△
		a５	排気②	５０dB	２７dB	○
		a６	排気③	５０dB	５１dB	△
		a７	排気⑤	５０dB	５２dB	△
		a８	キュービクル	５０dB	２６dB	○
		c１	自動車走行音	５０dB	５５dB	△
		d１	ドア開閉音	５０dB	６６dB	△

敷地境界で規制基準値を超える、a１、a４、a６、a７、c１、d１について、住居壁際等で再計算した結果、次のとおり規制基準値を下回る。

再計算点	規制基準値	予測結果	備考
a１’	５０dB	４８dB	
a４’	５０dB	４３dB	
a６’	５０dB	３４dB	
a７’	５０dB	４６dB	
c１’	５０dB	４６dB	
d１’	５０dB	５０dB	

	騒音問題の一般的対策	・店舗職員や取引先に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を行うよう指導する。 ・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置する。 ・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後１０時から午前６時まで）は行わない。
	荷さばき作業等の対策	・計画的な搬入を行うことにより、搬入台数を減少させる。 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。
	付帯設備・施設等の対策	・室外機は低騒音型の機種を選び、住宅から離れた位置に設置する。
	青少年の蝟集等の対策	・閉店後は駐車場に設置した監視カメラにより、常時監視を行うとともに暴走車両の進入により騒音が発生するおそれがあるときは、設置者に通報するなど必要な対策を講ずる。
	その他の対応方策	・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講じる。 ・住民から苦情が発生した場合は、小売店舗の責任者が迅速に対応する。
(3)廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量　１１㎥ ＜ 設置容量　１６㎥
	保管場所の位置、構造等	・廃棄物保管施設は屋外に設置するが、使用時以外はシャッターを閉じて密閉型とすることで、廃棄物の飛散防止に配慮する。
	運搬・処理対策	・廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 ・法や条例に基づき適切に処理をする。
	減量化、リサイクル等	・古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。 ・ビン・カン・ペットボトルの分別をしてリサイクル資源化に配慮する。
	調理臭、悪臭の飛散防止	・調理臭や生ごみによる悪臭は発生しない。
	その他の対応方策	・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、適正な対応策を講じる。
(4)街並みづくり等への配慮		・屋外照明や広告塔照明はその光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないよう、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは１０ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮する。

		・当該店舗が立地する地域において街並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図る。
(5)防災対策への配慮		・地方公共団体等から災害時の避難場所として、駐車場等敷地等の一部使用或いは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請があった場合、必要な協力を行う。
(6)防犯対策への配慮		・閉店後は機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。 ・自治会の防犯活動などへの適切な協力に配慮する。 ・所管警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。
(7)関係行政機関との協議状況		
	公安委員会（道警本部・旭川方面本部・旭川中央警察署）	協議済み
	地元市町村（旭川市）	協議済み
	道路管理者	―
	その他関係機関	―

４．市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見なし
(2)住民等の意見	意見なし

５．道（上川総合振興局連絡調整会議）の意見案

意見なし